

令和4年12月吉日

お客様各位

熊本第一信用金庫

未利用口座管理手数料 新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では下記の対象となる口座に対し、令和5年4月1日より「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

対象のお客様にはお取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3カ月）経過後に年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただき、残高が同手数料金額に満たなくなった場合には、残高を同手数料に充当したうえで、普通預金口座を解約させていただきます。

このたびの取扱いは、長期間ご利用がない口座を整理することにより、口座の不正利用や転売等の犯罪の防止およびお客様の被害を防止することを目的としておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象口座	<p>残高10,000円未満の普通預金口座（決済用普通預金口座含む）のうち、2年以上入出金等のお取引（当該口座の利息入金および本手数料の引落しを除く）がない口座を対象とします。</p> <p>ただし、以下の場合は除きます。</p> <p>① 同一支店で融資取引がある場合</p> <p>② 同一支店で他の金融資産（定期性預金、保険、投資信託等）の取引がある場合</p> <p>※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。</p>
取扱開始日	<p>令和5年4月1日（土）</p> <p>※ 初回の手数料引落日は令和7年7月の予定です。</p>
手数料の取扱い	<p>・口座が上記対象となった場合は、事前に案内文書を郵送いたします。</p> <p>・案内文書送付後、一定期間（約3カ月）経過後も取引がない場合、年間1,320円（税込）を当該口座より引落しさせていただきます。</p> <p>※ 案内文書が到達しなかった場合も、通常到達すべき時に到着したものとみなします。</p>
注意事項	<p>・残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高全額を本手数料の一部として引き落とし、同口座を解約させていただきます。</p> <p>・本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。</p>

以上

熊本第一信用金庫